資料 2-5

上越市表彰条例

昭和 62 年 3 月 25 日
条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進に尽くし、その功績が著しいもの及び市民の模範となるべき篤行をしたものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第 2 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について表彰する。

(1)　市政の進展に尽くしたもの
(2)　産業の振興に尽くしたもの
(3)　教育、体育、芸術その他文化の向上に尽くしたもの
(4)　保健衛生及び生活環境の向上に尽くしたもの
(5)　社会福祉の増進に尽くしたもの
(6)　地域社会の発展に尽くしたもの
(7)　防災活動、防犯活動又は交通安全の対策に尽くしたもの
(8)　品評会、展覧会、審査会、競技会等において優秀な成績を収めたもの
(9)　特に市民の模範となるべき篤行をしたもの
(10)　前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが必要と認められるもの

2　前項第 1 号から第 9 号までの規定による功績内容等は、規則で定める。

（表彰の方法等）

第 3 条　表彰は、賞状を授与して行う。

2　表彰には、副賞を添えることができる。

（表彰の時期）

第 4 条　表彰は、市長の定める日に行う。ただし、特に必要ある時はその都度行う。

（再表彰）

第 5 条　第 2 条の規定に基づき表彰されたもの（以下「被表彰者」という。）が、同一の事由又は別の事由により表彰する必要が生じた場合は、表彰することができる。

（死亡している場合の表彰）

第 6 条　表彰を受けるべき者が表彰の日前に死亡している場合は、賞状及び副賞をその遺族に贈る。

（表彰審査会）

第７条　市長の諮問に応じ、表彰を受けるものの選考に関する事項を審査するため、上越市表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（被表彰者の公表及び記録）

第８条　市長は、表彰を行ったときは被表彰者の住所及び氏名又は団体名を市広報に登載し、又はその他の方法により公表する。

２　市長は、被表彰者の功績その他必要な事項を被表彰者名簿に記録し、永久に保存する。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

上越市表彰条例施行規則

昭和62年3月31日
規則第21号

（趣旨）

第1条　この規則は、上越市表彰条例（昭和62年上越市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（功績内容等）

第2条　条例第2条第2項に規定する規則で定める功績内容等は、別表に定めるとおりとする。

（在職年数等の計算）

第3条　在職年数及び活動年数は、毎年4月29日現在において調査する。

2　在職年数及び活動年数の計算は、月をもってし、就職し、又は活動を開始した日の属する月から起算し、前項の調査をする日（以下「調査日」という。）の属する月までの引き続いた月数による。ただし、調査日現在において退職し、又は活動を終了している場合については、退職し、又は活動を終了した日の属する月までの引き続いた月数による。

3　退職し、又は活動を終了した後、再び就職し、又は活動を開始したときは、その前後の在任期間又は在職期間を通算する。ただし、退職し、又は活動を終了した日の属する月に再び就職し、又は活動を開始したときは、その後の在職期間又は活動期間に当該月は算入しない。

（候補者の推薦）

第4条　次の各号に掲げる者（以下「推薦者」という。）は、当該各号に定めるもので条例第2条第1項各号に掲げるものに該当すると思料するもの（以下「候補者」という。）があるときは、市長に候補者を表彰するよう推薦をすることができる。

(1)　団体の長　当該団体の属している個人

(2)　町内会の会長　個人及び市の全部の地域又は当該町内会が活動する地域を含む市の一部の地域において活動する団体

(3)　市の所管部局長　個人及び市の全部又は一部の地域において活動する団体

(4)　その他本市に住所を有する者で次のいずれにも該当するもの（以下「個人推薦者」という。）　個人及び市の全部又は一部の地域において活動する団体

ア　候補者本人でない者

イ　候補者と二親等以内の親族関係にない者

ウ　調査日現在において20歳以上の者

2　個人推薦者は、前項の規定により推薦をしようとするときは、次の各号のいずれにも該当する市内に住所を有する者1人以上の賛同を得なければならない。

(1)　候補者本人でない者

(2)　候補者と二親等以内の親族関係にない者
(3)　調査日現在において20歳以上の者
3　市長は、第1項の規定による候補者の推薦があったときは、必要に応じて市の所管部局長等に対し、当該推薦に係る候補者及び推薦者に関する意見を求めることができる。

(推薦手続)
第5条　推薦者は、候補者の事績を精査し、推薦書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
(1)　個人の場合
ア　功績調書(第2号様式その1)
イ　履歴書(第3号様式)
ウ　賛同書(第4号様式)
エ　候補者が団体に所属する場合にあっては、当該団体に係る団体の規模及び事業概況調(第5号様式)
(2)　団体の場合
ア　功績調書(第2号様式その2)
イ　賛同書(第4号様式)
ウ　団体の規模及び事業概況調(第5号様式)
エ　定款又は規約

(欠格条項)
第6条　市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としないものとする。
(1)　破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
(2)　本人又はその関係する法人、団体等が刑事事件により起訴されている場合又は刑に処せられた場合(刑の消滅した場合を除く。)

(被表彰者名簿)
第7条　条例第8条第2項の被表彰者名簿は、第6号様式のとおりとする。

(表彰の取消し)
第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、上越市表彰審査会に諮ってその表彰を取り消し、被表彰者に賞状及び副賞を返還させるものとする。
(1)　被表彰者が、懲役又は禁錮[こ]以上の刑に処せられた場合
(2)　その他表彰を取り消すことが必要と認められる場合

(その他)
第9条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表(第2条関係)

<table>
<tr><th>条例第2条第1項の号</th><th>功績内容等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">第1号
(市政)</td><td>市議会議員の職にあって10年以上在職した者</td></tr>
<tr><td>市長、副市長又は教育長の職にあって10年以上在職した者</td></tr>
<tr><td>行政委員会の委員の職にあって8年以上在職した者</td></tr>
<tr><td>附属機関等の委員の職にあって10年以上在職した者</td></tr>
<tr><td>市長が別に定める職に20年以上在職した者</td></tr>
<tr><td>第2号
(産業)</td><td rowspan="6">次のいずれかに該当するもの
原則として20年以上にわたり在職し、又は活動を継続し、その功績が顕著である個人(関係団体の役員等を含む。)又は団体
ボランティア活動等の分野で活動している個人又は団体であって、平均して月1回以上の活動に20年以上又は平均して週1回以上の活動に10年以上従事し、その功績が顕著であるもの
その他活動の成果が特に顕著であり、その功績が上記ア又はイと同程度であると認められる個人又は団体</td></tr>
<tr><td>第3号
(教育、体育、芸術、文化)</td></tr>
<tr><td>第4号
(保健衛生、生活環境)</td></tr>
<tr><td>第5号
(社会福祉)</td></tr>
<tr><td>第6号
(地域社会)</td></tr>
<tr><td>第7号
(防災防犯、交通安全)</td></tr>
<tr><td>第8号
(品評会、競技会等)</td><td>国、県等の審査で成績優秀な個人又は団体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第9号
(篤行)</td><td>私財を寄附した個人又は団体で、別に定める要件に該当するもの</td></tr>
<tr><td>その他篤行をした個人又は団体で、別に定める要件に該当するもの</td></tr>
</table>

備考

1　この表において「関係団体の役員等」とは、当該団体の長の職又はそれを補佐する職若しくは理事の職をいう。

2　この表における「団体」には、政治団体及び宗教団体を含まないものとする。

上越市表彰審査会規則

昭和 62 年 3 月 31 日
規則第 22 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、上越市表彰条例（昭和 62 年上越市条例第 1 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、上越市表彰審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）
第 2 条　審査会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

（任期）
第 3 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第 4 条　審査会に、会長及び副会長各 1 人を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第 5 条　審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第 6 条　審査会は、会議において議事に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）
第 7 条　審査会の庶務は、秘書課において処理する。

（委任）
第 8 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審査会が別に定める。

上越市表彰の表彰基準の取扱いについて

上越市表彰の表彰基準の取扱いについて、上越市表彰条例施行規則（昭和６２年上越市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、下記のとおりとする。

１　規則別表の第１号（市政）の項の市長が別に定める職は、次の各号に掲げる職とする。
⑴　納税組合長
⑵　統計調査員

⑶　行政相談委員
⑷　その他市政の進展に関する職

2　規則別表の第２号（産業）の項から第７号（防災防犯、交通安全）の項までのアに該当する個人のうち、在職している期間の要件の「原則として２０年以上」に該当しない場合の職及び在職年数は、別表に掲げるとおりとする。

3　規則別表の第２号（産業）の項から第７号（防災防犯、交通安全）の項までのアからウのいずれかに該当する候補者（規則第４条第１項に規定する候補者をいう。）の功績内容等の審査に当たっては、当該功績に係る活動の公益性、困難度、効果等を総合的に勘案するものとする。

4　規則別表の第８号（品評会、競技会等）の項の成績優秀な個人又は団体とは、次の各号に掲げる成績のいずれかを収めた個人又は団体とする。
⑴　全国規模以上の品評会又は審査会において、入選又は入賞以上の成績を収めたもの
⑵　全国規模以上の展覧会において、入選又は入賞以上の成績を収め、美術年鑑に掲載されたもの
⑶　全国規模以上の競技会又は大会において優勝、準優勝又はそれに準ずる成績を収めたもの

5　規則別表の第９号（篤行）の項の上段の別に定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、限られた地域又は施設に対する寄附の場合は、この限りでない。
⑴　個人の場合　寄附金の額又は寄附した物件の評価額が１００万円以上であること。ただし、当該寄附金の額又は寄附した物件の評価額が１００万円に満たない場合で、当該寄附を行った個人の経済状態、寄附の目的等を勘案して特に表彰に値すると認める場合は、この限りでない。
⑵　団体の場合　寄附金の額又は寄附した物件の評価額が５００万円以上であること。

6　規則別表の第９号（篤行）の項の下段の別に定める要件は、地域住民の生命及び財産を守る活動を行ったこととする。

7　規則別表の第２号（産業）に該当する団体には、同業者で組織する団体を含まないものとする。

8　規則別表の第３号（教育、体育、芸術、文化）に該当する団体には、サークル等同好者で組織する団体を含まないものとする。

９　規則別表の第３号（教育、体育、芸術、文化）の項アに該当する関係団体の役員等には、サークル等同好者で組織する団体の役員等を含まないものとする。

１０　規則別表備考１のそれを補佐する職には、顧問、相談役、監査役等の職を含まないものとする。

別表

職	在職年数
農家組合長	１５年以上
老人クラブの役員	１０年以上
民生委員	１５年以上
保護司	１５年以上
人権擁護委員	１５年以上
町内会の会長	１２年以上
消防団員	２５年以上
関係団体の構成員	２５年以上